

令和 7 年度鶴岡市部活動運営団体整備事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

鶴岡市告示第 1 8 7 号

1 目的及び交付

市長は、休日の運動・文化部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化活動を継続して親しめる環境整備を支援するため、休日の部活動地域移行の受け皿となる運営団体に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市規則第 5 6 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、市内の中学校に在籍して土曜日、日曜日等にスポーツ又は文化活動を行う生徒の受け皿となる総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、地域文化団体その他これらに準ずる団体として市長が特に認めるもの（新規に設立する団体を含み、市内に所在地を有するものに限る。）とする。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、賃金及び懇親会費を除く。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額以内の額とし、別表に定める額を限度とする。

5 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第 3 条に掲げるもののほか、中学生が在籍していることを証明する名簿及び運営団体の総会資料その他の事業内容を示す書類とする。

6 軽微な変更

規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の 2 0 % 以内の増減とする。

7 実績報告書等

実績報告書の提出期限は、事業の終了後 3 0 日を経過する日とする。

8 帳簿等の保管

規則第 1 8 条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和 1 2 年度の末日までとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。